

## 独立行政法人教職員支援機構の令和3年度計画

文部科学大臣へ届出

令和3年 3月31日

令和3年12月24日（変更）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づき、令和3年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

令和3年度は、機構業務等を統括する本部事務局、研修事業を統括するつくば中央研修センター、調査研究及び教員免許関係業務を行う東京事務所の三組織体制をとり、相互の連携を図りながら研修の更なる高度化やネットワークの拡大を図る等、教職員等に対する体系的、総合的支援拠点としての機能を充実させる取り組みを推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に十分留意し、必要な対応を行うものとする。

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1. 学校教育関係職員に対する研修

##### (1) 実施する研修の基本的な内容

中期計画に基づき、国として実施する責務を有する研修について、別紙1の「1. 教職員等中央研修」、「2. 学校経営に関する基盤研修」及び「3. 教育課題に対応する指導者養成研修」のとおり各研修を実施するほか、機構が企画する研修を関係機関との協働により実施する。

また、上記の各研修以外に国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

なお、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、主催する研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを目標としつつ、特に女性教職員の割合が低い下記の研修については、過去の実績等を勘案した上で、女性教職員の割合についての目標値を個々に設定する。令和3年度においては、主催する研修のうち6割の研修で目標を達成する。

（目標値20%以上）

- ・教職員等中央研修のうち校長研修
- ・体力向上マネジメント指導者養成研修
- ・キャリア教育指導者養成研修

(目標値 10%以上)

- ・生徒指導基幹研修
- ・いじめ問題理解基幹研修
- ・学校安全指導者養成研修
- ・学校教育の情報化指導者養成研修

## (2) 研修の高度化及び体系化

国として実施する責務を有する研修のうち、教職員等中央研修については、従来の校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、次世代リーダー育成研修、事務職員研修の5研修を5日間の集合・宿泊型研修とし、オンラインによる事前研修を課すことで研修の効果をさらに高める。また、4～8年目教員育成研修を新設することで、シームレスな研修体系を実現する。

学校経営に関する基盤研修、教育課題に対応する指導者養成研修は、原則3日間のオンライン研修とし、それぞれの研修の特性に応じて、最適な実施形態を探る。

調査研究プロジェクト「アフターコロナ時代の新たな研修スタイルの確立に関する調査研究プロジェクト(仮)」を設置し、3年間かけてオンライン研修の強みを最大限に引き出す研修プログラムの開発を行う。

## (3) 集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の確立

教職員等中央研修は集合・宿泊型研修とし、学校経営に関する基盤研修と教育課題に対応する指導者養成研修は原則オンライン研修として実施し、調査研究と関連づけながら、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を追求する。

特にオンライン研修における講義・演習・課題・フォローアップ等の最適な方法の組合せについては、ナショナルセンターとして先導的な取組を実施する。それらの取組の検証については新たに調査研究プロジェクトを設置し、研修の最適化とその普及について検討する。

## (4) 地域センター(連携協定を締結した教職大学院のうち、都道府県等と大学の連携・協働並びに教職員の養成・採用・研修の一体改革の地域拠点となる大学)を拠点とした高度で多様な研修機会を提供する仕組みの構築

第6期中期目標期間では、前期に設置した地域センターの活動を踏まえつつ、当機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体改革と教職員の資質能力の向上に資する取組を進め、全国に波及するための協働体制の構築という次の局面へ展開する。

具体的には、急激に変化する教育現場への支援は待ったなしの状況であり、喫緊の教育課題に対応する研修、地域センターの強みや特色を生かした研修等の開発をさらに促進し、その成果を機構のホームページやLMS（オンライン研修を提供する学習管理システム：Learning Management System）等を活用して広く全国に発信する。

#### （５）研修の目標とする成果の指標

中期計画に定めた、研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、新たな研修フェーズに対応した研修体系を確立することを最重要指標としており、その達成に向けた着実な進展を図る。

- ① 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図る。
- ② ICT活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立する。

また、中期計画に定めた、各研修の目標とする成果の指標について、研修ごとに以下に掲げる方法により達成状況を把握するとともに、その達成を図る。達成できなかった場合は、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

別紙１の「１．教職員等中央研修」の成果指標は、以下の①～③とする。

- ① 演習・協議を中心とし、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた取組を着実に進めるとともに、演習・協議に最適な人数（20人程度）による班構成（ユニット）を基本に設定する標準定員を、別紙１のとおり定め、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る。
- ③ 学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等）への活用状況について、85%以上から、「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

なお、アンケート調査等の結果を踏まえ、研修成果活用の具体的な取組につい

て分析を行う等、研修内容の改善について検討を行う。

別紙1の「2. 学校経営に関する基盤研修」及び「3. 教育課題に対応する指導者養成研修」は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から多様な研修方法・形態等を組み込み、最適な組合せを3年間（令和5年度まで）で検討し、確立することとしており、達成に向けた取組を着実に進める。それまでの間、定量的な成果指標については暫定的に以下の①及び②とする。

- ① 標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法・形態等についてのアンケート調査等を実施する。多様な研修方法・形態等を組み込むことを踏まえ、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

#### （6）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の効果的・効率的な実施を図るため、以下に掲げる方法を導入する。

- ① 国の教育政策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等を適切に把握するとともに、大学、関係機関及び企業等との連携協力を一層進めるほか、調査研究の成果を活用し、研修内容の高度化を図る。また、社会的要請に即応してセミナーを企画実施する。
- ② 効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行う。新たな研修フェーズのもと研修効果を高めるため、研修内容・方法・形態等の見直しを行い、特に集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を検討する。
- ③ 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高める。また、演習や協議の実施にあたっては、全ての受講者が積極的に発言し、思考を深めることができるよう、別紙1に掲げるユニットを基本に行う。
- ④ 政府関係機関の地方移転に関する基本方針（平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき提案地方公共団体と連携して開催する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人において、研修のより効果的・効率的な実施に資するため、その連携について検討する。

#### （7）研修の内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果について不断に検証し、必要な場合には、中期計

画に定めた研修の見直し基準により、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

・ 研修の見直し基準

研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等において、「機構での研修成果を効果的に活用できている」割合が50%を下回った場合には、見直し等の措置を講じる。

ただし、別紙1の「2. 学校経営に関する基盤研修」及び「3. 教育課題に対応する指導者養成研修」は、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修を確立するまでの間、研修と調査研究を連携・往還させる必要があることから、研修の見直し基準を適用しない。

2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言

各任命権者が策定する公立学校の校長及び教員の資質に関する指標、研修計画及び実施される研修の充実等に資するよう、ICT環境の整備が進む中で必要とされる資質能力の向上の在り方を含め、機構の研修実施機能、調査研究機能及び関係機関間ネットワーク機能を活用した専門的助言等を行う。

専門的助言等を行うに当たっては、指標等に関する相談窓口及び「情報交換の広場」を開設するとともに、全国の指標の分析を行う。

3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。

①教職員への指導、助言及び援助

ア オンライン研修動画コンテンツの充実

都道府県教育委員会等のニーズを踏まえ、校内研修シリーズや学習指導要領編等の一層の充実を図り、教員等の自主的な研修を促す環境作りに寄与する。

イ 教職員の資質向上に関する情報発信

教職員の資質向上に関する情報を、ホームページやメールマガジン等により広く情報発信し提供する。

ウ 学校現場における優れた実践の表彰及び取組の普及

学校現場において教育課題の解決に取り組んだ優れた実践を表彰するとともに、その取組を普及し、教職の魅力を発信する。

エ 情報交換を行う場の提供

教職員が大学や教育委員会等の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供を行う。

## ②教育委員会への指導、助言及び援助

### ア 教職員研修の将来像の提案をはじめとした教職員研修の改善・充実に資する情報提供

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、研修と調査研究の両輪で教職員研修の在り方を追求し、その成果をもって教育委員会が実施する教職員研修の将来像を提案・牽引していくこととしており、その達成に向けた着実な進展を図る。

また、教職員研修の改善・充実に資する情報提供を行う。情報提供に当たっては、教育委員会と大学等との連携促進のために研究協議等の意見交換を行う場の提供や、研修手法等の普及のための機構職員の講師派遣等を行う。

### イ 教育委員会等の研修への指導、助言及び援助

教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象とする会議を開催する。また、教育委員会と大学等の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供を行う。

さらに、機構が行う研修の講師情報及び教育委員会等が実施している研修等の情報を収集し、オンラインにより提供する。

加えて、教育委員会等が実施する研修への支援等を行うため、研修に関する相談窓口を設置する。

### ウ 教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う人材育成

各教育委員会におけるマネジメント研修の高度化・体系化を推進するため、教育委員会における研修の企画立案・運営において中核的な役割を担う人材を機構に派遣させ、OJTによる実地研修、調査研究等を通じて、その育成を図る。

### エ 地方公共団体からの要請を踏まえた研修に関する事業への援助

地方公共団体単独での実施が困難な事業について、別紙1の「4. 地方公共団体からの要請を踏まえて実施する事業」のとおり実施する。

## (2) 教職大学院等との連携・協力

教職大学院など国内外の大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実に資する。そのため、教職大学院等との連携協力協定の締結を基に、相互の取組の充実に資するとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援する。また、海外の大学や政府機関等と連携し、海外の教員を対象とした研修等を実施する。

### ①教職大学院との連携協定

教職大学院等の大学との連携協定を継続し、かつ、連携の質の高度化を図ると

ともに、当機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体改革と教職員の資質向上に資する取組を進め、全国に波及するための協働体制の構築を図り、関係機関間ネットワークのハブ機能を強化する。

②教職大学院の教職員に対する支援

教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。

③教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、校内研修シリーズ等を情報発信するなど、利活用の促進を進めるとともに、学びの機会を広く提供する。

④海外の大学等に対する支援

タイ王国政府や国内外の教職大学院等と連携し、タイ王国の教員等に対する研修を実施する。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及

(1) 調査研究の実施

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体系化、教職への優秀な人材の確保など、我が国の教員政策に資する調査研究を計画的に行う。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとする。とりわけ、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の確立に向けた調査研究を最重要テーマとする。

令和3年度は、次の研究を実施する。

- ①アフターコロナ時代の新たな研修スタイルの確立に関する調査研究プロジェクト（仮）
- ②管理職育成に関する研修の在り方に関する調査研究プロジェクト
- ③学習指導法の改善に関する調査研究プロジェクト
- ④日本発教師 well-being（個人的社会的幸福）のための制度的保障に関する調査研究プロジェクト
- ⑤学校運営の行動変容を促進する要因の解明に関する調査研究プロジェクト

(2) 成果の普及

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら、その成果の普及を図る。

## 5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務

免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務について、免許状更新講習認定申請等システムを含む実施体制を着実に運用するとともに、文部科学省と緊密な連携を図りつつ、関係法令を踏まえ、本講習の認定に関する事務を確実に実施する。

## 6. 教員資格認定試験の実施に関する事務

教員資格認定試験の実施に関する事務について、関係法令を踏まえ、本試験問題作成及び試験実施に関する事務を確実に実施する。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の業務運営に際しては、一般管理費について、経費節減のための見直しを継続して行い、計画的な削減に努めることとし、前年度に比較して1%以上、また、業務経費についても前年度に比較して1%以上の効率化を図る。

なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び国立青少年教育振興機構と共同した間接業務等の実施に当たっては、費用対効果等を検証しつつ継続して行う。

契約業務においては、調達等合理化計画を着実に実施し、競争契約における一者応札件数の割合を10%未満とするなど適正な調達を行い、契約監視委員会において点検を実施する。

さらに、物品等の購入に当たっては、環境負荷の低減に資するべく引き続き環境物品等の調達を推進する。

また、研修のICT化のための環境整備を進めるとともに、内部業務の電子化を進めるICT活用やオンライン研修の充実のための環境整備を進めるとともに、管理業務についても電子化に向けた取り組みを進める。

## III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

固定経費の削減、財務内容等の透明性の確保に努め、適切な予算管理を行うとともに、研修・宿泊施設について、ホームページ等を通じ外部に向けた更なる利用促進を図り、自己収入の確保を図る。

自己収入の取扱いにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自己収入が

年度計画策定時の見通しよりも下回る可能性も勘案しつつ、収支計画の作成及び必要に応じた見直しを行い、当該収支計画による運営を行う。

また、近隣施設の料金等を検証しつつ、貸付料金の設定を行い、自己収入の拡充を図る。

1. 予算  
別紙2のとおり。
2. 収支計画  
別紙3のとおり。
3. 資金計画  
別紙4のとおり。

#### IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合や想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

#### V 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、研修に関する指導、助言及び援助等の充実、調査研究事業の充実、免許法関連事務の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備整備等の充実に充てる。

#### VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

1. 施設・設備に関する計画
  - ・ 施設・設備の老朽化対策を計画的に行うとともに、従来の集合・宿泊型研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド研修にふさわしい施設・設備等の整備を行う。
  - ・ 施設・設備等のバリアフリー化を進めるほか、感染防止・衛生管理を含め、受講者が安全かつ安心して研修に取り組めるよう、施設・設備等の整備を行う。
  - ・ 研修施設について、学校教育関係職員等を対象とした研修利用を引き続き促進し、施設の有効利用を図る。
  - ・ 運動施設について、地域のスポーツ施設又は防災拠点等として有効活用するため、近隣市町村や学校等への周知を行うとともに、ホームページ等を通じた貸出

可能日時等の提示に取り組み、施設の有効利用を図る。

なお、研修施設・運動施設の貸出は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意しつつ取り組む。

- ・ 保有施設については、研修事業の在り方を検討し、その確立を図った上で、受講者における受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。

## 2. 人事に関する計画

- ・ 機構のミッションを実現するために必要な人材育成を目指し、プロパー職員の資質向上とキャリアアップを図る。その観点も踏まえ、外部機関との人事交流を積極的に活用する等、デジタル技術を利活用できる人材を含め、多様な専門的人材を確保・育成し、適切な人事配置を行う。
- ・ 手当を含む役職員給与については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その検証結果や取組状況を公表する。
- ・ 教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、また、機構職員としてのスキルアップを図るため、所内及び所外の研修会への参加機会を支援する。

## 3. 内部統制・ガバナンスの充実・強化

独立行政法人教職員支援機構法を踏まえ、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点としての使命を果たすため、機構組織の役割を明確化し、さらなる強化を図る。さらに、中期目標及び中期計画に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取り組みを行う。

また、内部統制システムの充実・強化を図り、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかのモニタリング・検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。

- ・ 機構のミッションを果たすため、役職員一人一人がミッションを意識して業務に取り組むよう、様々な機会を通じて機構のミッションについて啓発を図る。
- ・ 機構における業務及び会計の適正を期するため、内部監査を実施する。
- ・ 役員会及び外部有識者で構成される評議員会において、機構の業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。
- ・ 各業務の運営上のリスクについて、状況に即応したリスク対応計画の見直しを実施するとともに、これに基づきリスクの低減を図るよう対処する。
- ・ 倫理及びコンプライアンスに関する研修等を実施し、役職員等の意識・モラル

の向上を図る。

4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

- ・ 機構全体で、ICT環境の整備に努め、ICT活用やオンライン研修の一層の充実を推進するとともに、内部業務の電子化を図る。
- ・ 政府の方針等も踏まえ、情報セキュリティに関する規程及び運用手順等を遵守し、これに基づきPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策を講じるとともに、機構で利用する全ての情報システムについて安全で適切な運用を継続して行う。
- ・ 情報セキュリティに関する研修等を実施し、役職員等の情報セキュリティに関する意識啓発を図る。

## 令和3年度独立行政法人教職員支援機構実施研修等事業について

## 学校教育関係職員に対する研修

1. 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修

(教職員等中央研修)

研修名		日数 回数	ユニット数 標準定員	研修の内容	受講対象
校長研修		5日間 4回	89ユニット 1,780人	各地域において中心的な役割を担う校長、教職員等を育成するため、スクール・マネジメント、学校改善、実践開発に関する内容を実施するとともに、研修後の成果活用を通して、1) 学校が直面する課題に組織的に対応し、特色ある教育活動を自律的に推進するマネジメント力、2) 各地域の校長、教職員等の専門性向上を牽引する人材育成・研修推進力を習得させる。	以下の者であって、今後、学校経営、教育実践において各地域の中核としての役割が期待される者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭 ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の事務長、学校事務の共同実施のリーダー的な役割を担う担当者またはそれに準じる者
副校長・教頭等研修		5日間 5回			
中 堅 教 員 研 修	中堅教員研修	5日間 6回			
	次世代リーダー育成 研修	5日間 3回			
4～8年目教員育成研修		5日間 2回			
事務職員研修		5日間 4回			

2. 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組織基盤の強化を目的とする研修

(学校経営に関する基盤研修)

研修名及び研修方法	日数 回数	ユニット数 標準定員	研修の内容	受講対象
①学校のマネジメントを推進する基盤研修				
学校組織マネジメント研修  研修方法： a. リアルタイム・オンライン研修 b. 学習管理システムによるオンライン研修	a. 3日間 2回  b. 期間内 (約1か月)のうち3日間	a. 12ユニット 240人  b. 120人 ※ユニットを組まない	学校は、校長のリーダーシップの下、学校内の人的・物的教育資源が一体的にマネジメントされ、円滑な学校運営のために教職員個々の専門性を生かし能力を発揮することが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する役割を果たせるよう、必要な知識等を習得させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校組織マネジメント上の課題の分析に関する協議</li> <li>・ 組織マネジメントを効果的に機能させた学校の取組事例に関する実践発表・協議</li> <li>・ 学校の戦略マップを作る演習</li> <li>・ 学校組織マネジメントに関する研修の企画・運営・評価に関する講義・演習</li> </ul> ※②学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育センター等で学校マネジメントの普及・充実、研修企画を担当している者並びにこれに準じる者</li> <li>・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭であって、各地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者</li> <li>・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う(予定を含む)教職大学院の学生(教職経験のある者に限る)はbタイプのみ受講可</li> </ul>
カリキュラム・マネジメント開発研修  研修方法： a. リアルタイム・オンライン研修 b. 学習管理システムによる	a. 3日間 2回  b. 期間内 (約1か月)のうち3日間	a. 12ユニット 240人  b. 120人 ※ユニットを組まない	学校は、児童生徒や学校、地域の実態等に即して学校教育目標をたて、学校内外の資源、特色を生かした適切な教育課程を編成し、実施・評価・改善をすることが求められる。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する役割を果たせるよう、必要な知識等を習得させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを</li> </ul>

オンライン研修			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの先行事例に関する実践発表・協議</li> <li>・ カリキュラム・マネジメントの促進のための校内研修と組織作りに関する演習</li> <li>・ 教育課程の自己点検・自己評価に関する演習</li> </ul> <p>※②学習管理システムによる講義動画の配信オンライン研修には協議・演習を含まない。</p>	<p>推進する活動を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）はbタイプのみ受講可</li> </ul>
②生徒指導及び教育相談を推進する基盤研修				
<p>生徒指導基幹研修</p> <p>研修方法： リアルタイム・オンライン研修</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>6ユニット 120人</p>	<p>社会の変化が著しい現代において、いじめ、暴力行為、自殺、不登校などが学校教育推進上の大きな課題となっており、学校や教育委員会等による問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決を図る必要がある。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する役割を果たせるよう、必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等に適切に対応するための生徒指導体制づくりや未然防止に関する研究協議・演習</li> <li>・ ネットトラブルの未然防止及び解決に向けた指導等、生徒指導にかかわる今日的諸課題に関する講義・演習</li> <li>・ チーム学校を構築するためのコーチングの在り方等、今日的な生徒指導の進め方に関する演習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者</li> </ul>
<p>教育相談基幹研修</p> <p>研修方法： リアルタイム・オンライン研修</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>5ユニット 100人</p>	<p>生徒指導上の問題は一層多様化、深刻化しており、これらに適切に対応するためには、教員個人が問題を抱え込むことなく、「チーム学校」の観点から学校全体で組織的に取り組むことや、外部機関や家庭、地域との連携・協働を促進して、効果的に教育相談を推進すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭等であって、各</li> </ul>

			<p>が求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する役割を果たせるよう、必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談の現状と課題に関する研究協議・演習</li> <li>・ 組織的な教育相談体制と効果的な教育相談の実践に関する研究協議・演習</li> <li>・ 教育相談のマネジメントに関する研究協議・演習</li> </ul>	<p>学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者</p>
<p>いじめ問題理解基幹研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 (約1か月)のうち3日間</p>	<p>200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>教員は、児童生徒の命を奪うことにもなるいじめの問題と向き合い、その未然防止及び早期発見と指導に努め、問題の根絶を目指すことが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する役割を果たせるよう、必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの問題と向き合い、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るために必要な知識と技術に関する講義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者</li> <li>・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）</li> </ul>
<p>③児童生徒の統合的な発達を促す基盤研修</p>				
<p>幼児教育専門研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 (約1か月)のうち3日間</p>	<p>200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、質の高い幼児教育を全国の全ての子供に保障するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する役割を果たせるよう、必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園教育要領の改訂の方向性を踏まえ、重視される課題（教育内容）について、各園での取組への生かし方</li> <li>・ 幼小接続について、小学校教育の観点から、幼児期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（認定こども園、保育所等の指導・助言を行う者を含む）</li> <li>・ 国公立幼稚園・保育所・認定こども園の教職員であって、各園や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者</li> <li>・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）</li> </ul>

			<p>の学びを押さえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育と家庭、地域社会との連携の在り方</li> </ul>	
<p>道徳教育推進研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 (約1か月)のうち3日間</p>	<p>200人 ×2回 ※ユニットを組まない</p>	<p>校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備と道徳教育の展開、「特別の教科 道徳」の指導と評価、実践活動や体験活動の推進等を図る必要がある。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する役割を果たせるよう、必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命の大切さ、規範意識の向上など児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進に関する講義</li> <li>・ 道徳的価値の自覚が一層図られるような体験活動の活用に関する講義</li> <li>・ 学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の推進に関する講義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者</li> <li>・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）</li> </ul>
<p>人権教育推進研修</p> <p>研修方法： リアルタイム・オンライン研修</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>5ユニット 100人</p>	<p>学校教育には、児童生徒に人権感覚を身につけさせ、人権意識を尊重して行動できるような教育を実施することが求められており、各学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の提言を踏まえ、人権教育の指導方法等の改善・充実を図ることが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する役割を果たせるよう、必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の動きと学校における人権教育についての研究協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（人権教育担当者を含む）</li> <li>・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する活動を行う者</li> </ul>

			・ 人権教育推進上の課題と改善策等について、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等を踏まえた人権教育推進のための協議・演習	
--	--	--	---	--

3. 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修  
 （教育課題に対応する指導者養成研修）

研修名	日数 回数	ユニット数 標準定員	研修の内容	受講対象
④児童生徒の安全・健康を促進する指導者養成研修				
体力向上マネジメント指導者養成研修  研修方法： リアルタイム・オンライン研修	3日間 1回	5ユニット 100人	校長のリーダーシップの下、各学校や地域の実態等に即し、学校全体で日々の教育活動を見返し、児童生徒の体力向上に資する一体的マネジメントを図る必要がある。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。  ・ 学校全体で体力向上を推進するための効果的な組織マネジメント及びカリキュラム・マネジメントの在り方に関する演習  ・ 各地域での実践事例を基にした研究協議	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者。  ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭並びに教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者
健康教育指導者養成研修  研修方法： リアルタイム・オンライン研修	3日間 1回	10ユニット 200人	多様化・深刻化している児童生徒の健康課題に対応するためには、各都道府県等における健康教育に関する推進体制の構築、学校における健康教育に関する指導の充実を図ることが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。  ・ 深刻化する子供の心身の健康課題に関する知識を習得するための演習	・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者  ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び養護教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関や保健所などの地域の関係機関等との連携</li> <li>・ 協力に関する演習</li> <li>・ 学校の教育活動全体で心身の健康の保持増進に関する指導に取り組むための体制整備や保健教育を通して主体的に健康づくりができる子供たちを育成する教育内容の演習</li> </ul>	
<p>食育指導者養成研修</p> <p>研修方法： リアルタイム・オンライン 研修</p>	<p>3日間 1回</p>	<p>6ユニット 120人</p>	<p>食育の重要性に鑑み、学校において食育を推進するためには、各都道府県等における食に関する指導体制の整備、食に関する指導の充実を図ることが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校全体での食育を進めるための全体計画の作成</li> <li>・ 栄養教諭の専門性を生かした教育指導の在り方に関する演習</li> <li>・ 学校の教育活動全体で食育を進めるための連携の在り方に関する研究協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事、学校栄養職員等及び教育センターの研修担当主事等であって、食に関する指導を担当する者</li> <li>・ 食に関する指導において専門知識を有する栄養教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者</li> <li>・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭及び学校栄養職員等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者</li> </ul>
<p>学校安全指導者養成研修</p> <p>研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修</p>	<p>期間内 (約1か月)のうち3日間</p>	<p>200人 ※ユニットを組まない</p>	<p>各地域・学校において児童生徒等の安全の確保が図られるよう、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三領域（生活安全・交通安全・災害安全）に関する講義</li> <li>・ 学校安全の教育及び管理に関する講義</li> <li>・ 学校安全のカリキュラム・マネジメントに関する講義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者</li> <li>・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を</li> </ul>

			含む) 教職大学院の学生 (教職経験のある者に限る)	
⑤学校のグローバル化を促進する指導者養成研修				
外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修  研修方法： 地方における集合型研修	4日間 1回	4ユニット 80人	<p>「政府関係機関移転基本方針」(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、三重県と共同で開催する。</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒等の増加等を踏まえ、これらの児童生徒に対し適応指導・日本語指導を行うとともに、関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、学校全体できめ細かな対応を図ることが重要である。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校全体での外国人児童生徒等の受入れ、指導(支援)体制作りに関する演習</li> <li>・ 学校外の機関との連携体制作りに関する演習</li> <li>・ 外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議(JSL(第2言語としての日本語)カリキュラム、外国人児童生徒の生活背景や学習経験等を踏まえた指導方法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者</li> </ul>
小学校における外国語教育指導者養成研修  研修方法： リアルタイム・オンライン研修	3日間 1回	6ユニット 120人	<p>「政府関係機関移転基本方針」(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、福井県の協力を得て開催する。</p> <p>小学校の外国語教育においては、中学校との接続を意識し、児童が意欲的に取り組む活動の設定・指導及び学習評価を実施することが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語教育の趣旨・在り方に関する研究協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 小学校、義務教育学校及び特別支援学校、中学校外国語科の教諭等であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域における外国語教育の推進に関する演習</li> <li>・ 外国語教育（外国語活動、外国語科）の充実及び実施に向けた具体的方策等に関する研究授業視聴</li> </ul>	
⑥現代教育課題に対応する指導者養成研修				
学校教育の情報化指導者養成研修  研修方法： 学習管理システムによるオンライン研修	期間内 （約1か月）のうち3日間	200人 ※ユニットを組まない	各教科等における効果的な指導方法の開発、校務の効率化や学校経営の改善等を進めるには、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に即して学校教育の情報化を組織的に推進することが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人一台端末環境とこれからの学校教育</li> <li>・ 教科指導におけるわかりやすい授業づくりのためのICT活用</li> <li>・ 情報教育による情報活用能力育成のための指導</li> <li>・ 学校における情報モラル教育と地域・家庭・企業との連携</li> <li>・ 学校組織マネジメントの視点に立った校務の情報化</li> <li>・ 学校教育の情報化推進のためのICT戦略づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者（学校教育の情報化のための整備活動に関わる者を含む）であって、各地域において本研修内容を踏まえた管理職等への説明や学校の指導助言者等の指導者としての活動を行う者</li> <li>・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者</li> <li>・ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）</li> </ul>

<p>キャリア教育指導者養成研修</p> <p>研修方法： 地方における集合型研修</p>	<p>5日間 1回</p>	<p>4ユニット 80人</p>	<p>「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、富山県と共同で開催する。</p> <p>新学習指導要領におけるキャリア教育の方向性に基づき、児童生徒一人一人のキャリア意識を高め、それぞれにふさわしいキャリア形成を支援する資質・能力を育成することが求められている。そこで、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者として必要な知識等を習得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリア教育の推進における縦の連携と横の連携に関する演習</li> <li>・ キャリア教育推進のためのプログラム開発に関する演習</li> <li>・ キャリア教育のカリキュラム・マネジメント（指導計画等の評価・改善手法）に関する演習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者</li> </ul>
---	-------------------	----------------------	---	--

#### 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

##### 4. . 地方公共団体からの要請を踏まえて実施する事業

- ・ 外国語指導助手の招聘に関する事業
- ・ 英語教育海外派遣事業（※令和3年度は中止）
- ・ 産業・情報技術等指導者養成事業（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、技術・家庭（技術）、技術・家庭（家庭））
- ・ 産業教育実習助手資質向上事業（農業）
- ・ 産業・理科教育教員派遣事業

年度計画予算  
令和3年度計画予算

(単位：百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究及びその成果の普及	更新講習等認定事務	教員資格認定試験実施事務		
収 入								
運営費交付金	341	8	138	127	107	131	361	1,212
施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
自己収入	1	0	0	0	0	34	0	36
計	342	8	138	127	107	165	361	1,248
支 出								
一般管理費	0	0	0	0	0	0	168	168
業務経費	258	1	117	109	92	141	0	719
人件費	84	6	21	18	14	25	168	336
特殊要因等経費	0	0	0	0	0	0	26	26
施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	0
計	342	8	138	127	107	165	361	1,248

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

収 支 計 画  
令和3年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究及びその成果の普及	更新講習等認定事務	教員資格認定試験実施事務		
費用の部	326	19	157	128	111	169	344	1,253
一般管理費	0	0	0	0	0	0	140	140
業務経費	230	12	133	109	95	141	0	721
人件費	95	7	23	19	16	28	195	385
特殊要因等経費	0	0	0	0	0	0	9	9
収益の部	326	19	157	128	111	169	344	1,253
運営費交付金収益	298	8	138	127	107	131	294	1,103
自己収入	1	0	0	0	0	34	0	36
賞与引当金見返に係る収益	7	1	2	1	1	2	11	24
退職給付引当金見返に係る収益	4	0	1	0	1	1	16	24
資産見返運営費交付金戻入	15	11	16	0	2	1	22	66

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

資 金 計 画  
令和3年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	事業費						法人共通	合計
	研修事業	指標に関する専門的助言	指導、助言及び援助	調査研究及びその成果の普及	更新講習等認定事務	教員資格認定試験実施事務		
資金支出	342	8	138	127	107	165	361	1,248
業務活動による支出	300	8	138	127	107	165	311	1,156
投資活動による支出	43	0	0	0	0	0	50	92
資金収入	342	8	138	127	107	165	361	1,248
業務活動による収入	342	8	138	127	107	165	361	1,248
運営費交付金による収入	341	8	138	127	107	131	361	1,212
自己収入	1	0	0	0	0	34	0	36
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。